

古賀市公営企業告示第 2 4 号

古賀市止水板設置補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 5 日

古賀市長 田 辺 一 城

古賀市止水板設置補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、既存する建物への内水氾濫による浸水被害を軽減するため、止水板を設置する者に対し、古賀市止水板設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、古賀市補助金交付規則（平成 3 1 年規則第 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき管理者の権限を行う市長をいう。
- (2) 止水板 対象建物等の出入口等に設置して浸水を防除する固定式又は可動式の設備であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 浸水に耐える丈夫な材質でできていること。
 - イ 繰り返し使用が可能なものであること。
 - ウ 止水板として販売されている製品であること。
- (3) 設置工事 止水板を設置するために必要な工事をいう。

(4) 内水氾濫 大雨や災害によって側溝や水路から雨水があふれ出し、建物が浸水することをいう。

(5) 対象建物等 古賀市内に存する戸建て住宅、マンション、店舗、事務所、工場等（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に基づく検査済証の交付の日がこの告示の施行の日以後であるものを除く。）又はこれらに附属する駐車場等であって、現に居住又は使用しているものをいう。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）、その他国又は地方公共団体の設立、出資等に係る法人の所有に属する建築物を除く。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象建物等に対する止水板の購入及び設置工事（以下「止水板設置工事等」という。）とする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 内水氾濫による床上浸水により被害を受けた対象建物等の所有者又は使用者
- (2) 内水氾濫による床下浸水により被害を受けた、又は古賀市総合防災マップにおける洪水・土砂災害ハザードマップの内水浸水想定区域（0.5m以上）内に立地する対象建物等の所有者又は使用者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 対象建物等の所有者、所有者と同一世帯に属する者、使用者又は使用者と同一世帯に属する者が、古賀市税条例（昭和31年条例第11号）第3条に規定する市税、古賀都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年条例第28号）第5条に規定する負担金、古賀市下水道条例（平成9年条例第15号）第17条第1項に規定する使用料、古賀市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例（平成26年条例第13号）第3条に規定する分担金、古賀市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例（平成12年条例第25号）第3条第1項に規定する分担金及び古賀市農業集落排水処理施設条例（平成16年条例第3号）第16条第1項に規定する使用料を滞納している場合
- (2) 同一の補助対象事業について、国（独立行政法人及び地方独立行政法人を含む。）、県等の公的機関から補助金等の交付を受けている、又は受ける予定がある場合
- (3) 補助対象者が、古賀市暴力団排除条例（平成22年条例第3号）第2条第1項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）もしくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
- (4) 売買を目的として所有している対象建物等に対し、止水板設置工事等を行う場合
- (5) その他管理者が不相当と認めた場合
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、止水板の購入費及び設置工事費とする。

(補助金額等)

第6条 補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、予算の範囲内において管理者が定める。ただし、上限額は、第4条第1項に掲げる者については40万円、同条第2項に掲げる者については20万円とする。

2 補助金の交付は、同一建物につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、古賀市止水板設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、管理者に申請しなければならない。

- (1) 対象建物等の位置図（付近見取図）
- (2) 止水板を設置しようとする場所の写真
- (3) 止水板購入見積書及び止水板設置工事見積書
- (4) 対象建物等の登記事項証明書等、対象建物等の所有者又は使用者であることが確認できる書類
- (5) 滞納がない証明書（申請者について発行されない場合を除く。）
- (6) 内水氾濫により被害を受けた対象建物等の所有者又は使用者にあっては、罹災証明書又は被災証明書の写し
- (7) その他管理者が必要と認める書類

2 申請者が対象建物等の使用者であるときは、当該建物に係る土地及び建物の所有者の承諾書（様式第2号）を提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 管理者は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

(交付条件)

第9条 管理者は、補助金の交付を決定する場合において、必要があるときは、必要な条件を付するものとする。

(決定通知)

第10条 管理者は、補助金の交付の可否を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を古賀市止水板設置補助金交付決定通知書（様式第3号）又は古賀市止水板設置補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容に変更又は中止が生じたときは、速やかに古賀市止水板設置補助事業変更申請書（様式第5号）に管理者が認める書類を添えて管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、その結果を古賀市止水板設置補助金交付変更決定通知書（様式第6号）又は古賀市止水板設置補助金不交付変更決定通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から30日以内に、古賀市止水板設置補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、管理者に報告しなければならない。

(1) 止水板購入又は止水板設置工事を証する領収書の写し

(2) 止水板の設置に係る工事着工前、工事中及び工事完了後の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第13条 管理者は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、交付すべき補助金の額を確定し、古賀市止水板設置補助金確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(請求等)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付申請をした年度内に古賀市止水板設置補助金交付請求書（様式第10号）により管理者へ請求しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 管理者は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 正当な理由なく、補助対象事業の実施を著しく遅延し、完了の見込みがないと認められるとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

2 管理者は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、古賀市止水板設置補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 管理者は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助事業者に対し期限を定めて書面により、当該補助金の返還を命じるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、管理者が指定する期限内に、当該補助金を管理者へ返還しなければならない。

（維持管理等）

第17条 補助事業者は、止水板が所定の性能を保持するよう維持管理に努めなければならない。

2 補助事業者は、止水板を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数に相当する期間を経過するまで、管理者の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 前項に規定する期間経過後、譲渡する場合にあっては、止水板は、止水板の設置等を行った対象建物等又は当該対象建物等の敷地に附属するものとし、止水板単体を第三者へ譲渡することはできないものとする。

（協力の依頼）

第18条 管理者は、補助事業者に対し、必要に応じて止水板の使用状況に関する情報の提供その他の協力を依頼することができる。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

(効力)

- 2 この告示は、令和 1 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。
- 3 この告示の失効前にした行為については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。